

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和3年度第1回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会
日時	令和3年7月12日(月)13:00~14:30
場所	保健福祉センター3階会議室(事務局,傍聴),ウェブ会議
出席者	委員長 竹端 寛 委員 長城 紀道, 福島 健太, 和田 周郎, 福田 晶子, 浦野 京子 大島 真由美, 斉藤 登, 中野 富枝, 安達 昌宏, 中山 裕雅 欠席委員 土田 陽三, 小西 明美 委員以外 芦屋市権利擁護支援センター 谷 仁 芦屋市権利擁護支援センター(社会福祉協議会担当) 三谷 百香 芦屋市社会福祉協議会 三芳 学 精道高齢者生活支援センター(基幹)針山 大輔
事務局	芦屋市地域福祉課 吉川 里香, 馮 翔実, 横道 紗知, 平川 千夏 芦屋市障がい福祉課 柏原 由紀, 長谷 啓弘 芦屋市高齢介護課 浅野 理恵子, 田尾 直裕
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕  <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍聴者数	0 人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 報告

ア 権利擁護支援センター運営委員会報告

(2) 協議

ア システムの改善・資源開発等の検討会議(縦レビュー会議)により  
抽出された課題と解決策について

イ 身寄りのない人への支援について

(3) その他

2 提出資料

令和3年度第1回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会 議事次第

芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱

芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員名簿

オンライン会議(Zoom)での注意事項

事前資料1-1 令和2年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告

事前資料1-2 令和2年度芦屋市権利擁護支援センター相談件数

- 事前資料 1－3 令和 2 年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画の実施状況
- 事前資料 1－4 令和 3 年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画
- 事前資料 2－1 虐待対応に関する各会議とその目的について
- 事前資料 2－2 令和 2 年度縦レビュー会議で出た課題について（高齢者虐待）
- 事前資料 2－3 令和 2 年度縦レビュー会議で出た課題について（障がい者虐待）
- 事前資料 3－1 病院における身寄りのない患者の支援ニーズに関する調査について

### 3 審議内容

#### (1) 権利擁護支援センター運営委員会報告

- 事前資料 1－1 令和 2 年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告
- 事前資料 1－2 令和 2 年度芦屋市権利擁護支援センター相談件数
- 事前資料 1－3 令和 2 年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画の実施状況
- 事前資料 1－4 令和 3 年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画

(竹端委員長)

議事の 1 つ目である権利擁護支援センター運営委員会の報告をお願いします。

(権利擁護支援センター 谷)

事前資料 1－1～1－4 をもとに、6 月 22 日の運営委員会の報告をさせていただきます。事前資料 1－1 の 1 ページをご覧ください。権利擁護専門相談は前年度が 56 件、令和 2 年度は 80 件で、特に臨時相談が増加しました。内容は、成年後見制度に関する相談、債務整理、相続に関する相談などが中心です。相談が増えているため、人材バンクに登録していただいている法律職の方を増やすなど、専門職の確保が必要になるのではないかと考えております。

続いて 2 ページの虐待通報、虐待対応に関して、平成 30 年度から令和元年度にかけて相談件数が大幅に増えています。虐待の疑わしいものは関係機関に通報するよにという通達があったこともあり、警察通報が増えたため、相談件数が増加しました。令和 2 年度についても同様の傾向が見られ、件数は令和元年度と同程度となっています。

また昨年度はコロナ禍ということがあり、事業の中止や新しい支援方法や事業の実施方法を模索した 1 年でした。例えば、3 ページに成年後見業務について記載していますが、コロナで面会ができなくなったため、令和元年度に比べると件数が大幅に減っています。これは成年後見業務に限らず相談業務や虐待対応についても同様のことが言えます。成年後見の申立て手続きでは、昨年の 4・5 月頃は家庭裁判所の機能が止まり、手続きが進まなかったこともありますが、今は、対面調査を電話に変えることなどで改善されています。また介護サービス相談員派遣事業についても、登録いただいている方はたくさんいますが、昨年度は活動ができませんでした。研修に関しては、事前に収録したものを YouTube で配信し、委員会をオンラインで実施するなどの工夫をしました。

次に事前資料 1－4、今年度の取り組みについて説明します。新しい取り組みとして、ケア

マネジャーを対象とした虐待に対する意識調査及び研修の企画・実施を計画しています。企画においては、ケアマネジャーへ、虐待についてどういう意識を持っているのか、現場でどういう対応をされているのかなどのアンケート調査を行い、明らかになった課題に合わせ、企画していきたいと考えています。

権利擁護支援者養成研修については、令和元年度から隔年で実施しており、今年度は実施の年になりますが、コロナの感染状況が予測できないため、講義は事前に収録したものをオンラインで受講生の方に配信しようと考えています。

前年度実施できなかった介護サービス相談員派遣事業については、オンラインでの実施ができないか検討中です。

権利擁護支援センター運営委員会に付属している専門委員会では、市民後見人の登録を議題に挙げる予定です。市民後見人として活動するには、権利擁護支援者養成研修を修了し、人材バンクに登録して活動されたうえで、面談を行い、市民後見候補者として登録するにあたり、専門委員会で審議することになっています。今年度は2名の方が登録予定です。また、社会福祉協議会が法人後見をしている対象者について、市民後見人への移行を検討しています。

次に、運営委員会が出された質問を2つお伝えします。1つ目は虐待対応について、虐待認定されなかったケースのその後の関わりについてのご質問がありました。「虐待なし」と判断された場合でも、ご本人や養護者の方に生活支援や権利擁護支援が必要な場合は、支援を継続することになります。具体的には高齢者包括支援センターによる見守りや、福祉サービスの確保、成年後見申し立てといった支援をしています。2つ目は相談件数が増え、センターの職員の負担も増えると推測されるが、どのような形で業務を進めているかという質問がありました。成年後見については法人後見という特性を生かして、主担当の偏りがないように分担を分けており、業務についても同様です。今後の方策としては、後見活動支援員の方による訪問や見守り、支援者会議等への参加により負担が軽減していければと考えています。

(竹端委員長)

谷センター長は昨年まで西宮市の権利擁護支援センターにおられたかと思いますが、西宮市と芦屋市を比較して見えてくることは何かありますか。

(権利擁護支援センター 谷)

芦屋市の特性として、金銭的にゆとりのある方が相対的多い印象があり、それにより、支援の選択肢が多いと思います。

(長城委員)

権利擁護支援センターの業務はコロナの影響を受けましたか。

(権利擁護支援センター 谷)

西宮市では、専門相談が対面でできなくなったり、直接本人やご家族と面談ができなくなったりしました。訪問でご本人の状態や生活の状況を確認することができず、アセスメントがしづらいという課題がありました。

(大島委員)

資料1-1の1ページ目の1番下の方に、事業の廃止という項目がありますが、これはコロナの影響で事業が廃止されたということでしょうか。

(権利擁護支援センター 谷)

コロナに伴う事業の廃止で生活に困窮したというご相談だったかと思います。

(2) システムの改善・資源開発等の検討会議(縦レビュー会議)により抽出された課題と解決策について

事前資料2-1 虐待対応に関する各会議とその目的について

事前資料2-2 令和2年度縦レビュー会議で出た課題について(高齢者虐待)

事前資料2-3 令和2年度縦レビュー会議で出た課題について(障がい者虐待)

(竹端委員長)

続きまして協議に移ります。システムの改善・資源開発等の検討会議(縦レビュー会議)により抽出された課題と解決について説明をお願いします。

(地域福祉課 馮)

高齢者虐待や障がい者虐待における、システムの改善・資源開発検討会議(縦レビュー会議)の検討課題と解決策について報告いたします。まず、この会議の位置づけを説明します。資料2-1をご覧ください。1つは、ケースレビュー会議で主にケースの進捗状況の確認と情報共有によるケースの管理を行っています。2つ目が本日の協議となるシステムの改善・資源開発検討会議です。これは、現状は年に1回開催しており、通報経路、被虐待者の年齢、養護者の続柄、虐待の要因などの虐待ケースの統計データを量的に分析し、地域課題を明らかにし、課題解決のために必要なシステムや資源を開発につなげていくもので、出席者は、虐待対応機関に加え、地域課題の検討という目的のため、社会福祉協議会も含まれています。3つ目がコンサルテーションの会議です。虐待対応をするなかで、対応にこまっているケースについて専門家に、対応の助言をいただく、ケース検討会議になっています。

続いて高齢福祉課から縦レビュー会議で抽出された課題について説明いたします。

(高齢介護課 田尾)

昨年度の会議では「虐待対応の予防」、「ケース発見」、「通報受付」、「虐待対応の再発防止」の4つの視点で現状や課題等を分析しました。全体を通じて、あまり議論することがない、虐待の予防や再発防止の視点を検討できたことや、日常業務では関わりの少ない他の地区担当者によるグループワークや意見交換ができたこと、目標等について言語化することで虐待対応を関係機関で共有できたことは、良かった点でした。

事前資料2-2により、特に意見のいただきたい点を説明します。1点目は「警察からの虐待通報は増えているがケアマネジャー等からの通報件数は減っている」、「支援者がケースを抱え込み、1人で解決しようとして通報が遅れている可能性がある」、「通報をすると行政など

が強制的に被虐待者と養護者を分離させるのではないかなどの誤解がある可能性がある」などの意見から、予防や通報、虐待対応などのそれぞれの段階において、ケアマネジャーやサービス事業所等の支援者へ、虐待対応の知識をもっと広め、深める必要があるのではないかという課題が出されました。そのため、支援者間で「どういう場合に通報するべきか」や「通報後の行政などの動き」について、虐待の知識や対応の流れをしっかりと共有することが必要と考えております。会議では、特に高齢者と直接関わる機会の多いケアマネジャーへの研修の重要性があがり、今年度はケアマネジャーが、虐待対応で困っていることをアンケートで聞き取り、それに基づいて研修をしようと考えています。

また、家族が本人を思って過度なリハビリをすることや、一人で出かけることによる事故を防ぐために門扉を施錠するといった事例があることから、家族や地域住民へも、虐待に関する知識を広める必要があるという意見があがりました。

2点目は、再発防止の観点から、虐待対応が終結したケースや支援を拒否するケースで、再び虐待が疑われる状態になるケースへの支援が課題となっています。解決策としては、高齢者生活支援センターと障がい者相談支援事業所などの連携をスムーズにすること、終結したケースについても引き続き情報収集すること、終結ケースや支援拒否のケースのリスク予想や、必要時に支援者会議を開催して情報を共有すること、早期に異変を察知できるよう、情報収集で「気を付けるポイント」などを共有し、モニタリングするなどの案が挙がっています。

(障がい者基幹相談支援センター 三芳)

事前資料2-3をご覧ください。高齢介護課の説明でありましたが、安全のため門扉の施錠を行っているという事例は障がい者にもありました。養護者や支援者が、どういった行為が不適切な支援なのかということを理解できるような支援が必要だと考えます。

また、サービス事業者、管理者が適切な支援について理解していないことから、従事者が不適切な支援を行うことがあるように思います。サービス事業者、管理者への研修が必要だと思います

警察通報は、以前は警察から通報を受けた時には時間が経ち、すでに解決していることがありましたが、最近は早く通報があがるようになり、スムーズな対応につながっています。

障がい福祉サービス事業所の従業員の方や相談員などにおいて、養護者の不適切な支援に気づけるスタッフと気づけていないスタッフで差があるとの意見が挙がったため、研修の大切さを感じています。

相談員の虐待対応の技術について、障がい者虐待の通報が昨年度20件上がりましたが、基幹相談の相談員4人で順番に対応すると、年間の対応ケースは5件ほどとなり、経験の積み重ねがあまりできないという問題があります。そのため今年度からは2名で1ケースを担当することで虐待対応に関わる機会を増やし、対応の技術が向上するよう努めています。

最後に虐待の終結後の支援について、精神障がいの方など、障がい特性上、関わりが難しい方の場合は、虐待対応の終結後や虐待認定にならなかった後は支援が終了となっていました

が、そのようなケースは障がい者基幹相談支援センターの担当ケースに位置づけ、全ケースレビューを行い、支援方針について定期的にモニタリングしていくことを検討しています。

(竹端委員長)

虐待に関する研修と再発防止についてご意見がいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(浦野委員)

資料の2-2の取り組み案に地区福祉委員会で民生委員、福祉委員へ虐待の理解を深める講義を行うとあります。民生児童委員は、ケアマネジャーや市の職員とは異なり、虐待されている方へ直接会う機会はありませんが、気になるケースがあれば関係機関へ通報しています。家族が良かれと思って本人に過度なりハビリをさせているケースがあったと説明がありましたが、確かにそのような方もいらっしゃると思います。ただ、身体機能を維持させたいという家族の思いと本人の状態を見ていると、どこからが虐待になるのか判断が難しいと感じます。そういう事情も踏まえての、本人と家族の為になる研修にしてもらえればと思います。

また警察通報に関して、先日、高齢女性が衣類を纏わず外に出て、近隣の方が警察に通報したケースがありました。現場検証が必要なため、警察はその女性の写真を撮ったのですが、近隣の方は、「裸の写真を撮るなんてひどい」と感じたようです。このような場合の適切な対応というのはあるのでしょうか。

(竹端委員長)

浦野委員の意見をまとめると、虐待なのかどうかわかりにくい場合についての研修はどのようになっているのか、精神疾患や認知症の方の権利擁護に関する研修を警察に向けて実施する必要があるのではないかということですね。

(浦野委員)

そうです。

(竹端委員長)

どなたか今の質問に対して答えられる方はいませんか。

(長城委員)

2番目の質問に関して、このようなケースは公然わいせつ罪や軽犯罪法などに触れる可能性があるため、高齢者の保護と犯罪捜査の可能性との両方を考えて警察は動いていると思います。現場の証拠保全のため、写真を撮って記録を残すことはあるのではないかと思います。ただ、精神疾患や認知症の方の病態を警察の方に知ってもらう研修は重要だと思います。

(竹端委員長)

ありがとうございます。福島委員にPASネットのお立場から意見をいただきたいのですが、警察との連携はどのようにされているのでしょうか。

(福島委員)

警察対応に問題があって、警察と話をしたことは今までにありませんが、虐待通報をきちんとしてほしいという話は以前からしており、そのため警察通報が増えていると思います。

(浦野委員)

補足しますと、その方は認知症なのです。

(竹端委員長)

浦野委員の気持ちとしては認知症の正しい理解をしてほしいし、犯罪捜査として扱うことには疑問を感じるということですね。

(浦野委員)

そうです。

(竹端委員長)

ありがとうございます。では、警察通報に関して、また研修に関して事務局の意見はいかがですか。

(地域福祉課 吉川)

資料にある取り組み案について、今年度全てを実施するのは難しいため、優先順位をつけ、実施していきたいと思います。民生委員、福祉推進委員への研修については、内容が具体的には決まっていますので、浦野委員や関係者の方から、研修内容についてご意見をいただければありがたいです。

警察の対応に関しては、警察に出向き関わり方の研修をするというのはなかなか難しいと思いますが、個別のケースで関わるなかで、気づいたことはお伝えし、組織的に伝えることができる機会があればと思います。また警察学校で実施している認知症サポーター養成研修を継続的に実施していただくなどの働きかけはできると思います。

(中野委員)

虐待の対応について考えた時に、一番大事なのは虐待の啓発活動だと思います。2番目は、養護者のピアカウンセリングやピアサポートの場を持つことです。親を介護している知人を見て、そのように実感しました。虐待については、日ごろから関心を持っているわけではなく、年老いた親の介護が始まった時や、地域住民では、近隣でどなり鳴り声が聞こえた時、警察が来た時などに意識をするものだと思います。家族はよもや虐待とっていないこともあり、良かれと思ってしていることを虐待と言われ、反発することもあると思います。虐待とっていないために暴言を吐くということがありますが、家族間のために激しくなりがちです。家族は気づいていませんが、高齢者は傷ついていることもあります。そのため、どういうことが虐待なのかという啓発は大事だと思います。また養護者のピアカウンセリングについて、養護者の立場に立って気持ちを受け止めるということが大事だと思います。知っている人から上から目線で虐待とは、ということと言われても響かないと思いますが、同じ悩みを持つ者同士だと、自分の思いをぶつけられ、次から頑張ろうと思えるのではないかと思います。

(竹端委員長)

養護者むけのサポートは芦屋ではどうなっていますか。

(地域福祉課 吉川)

ピアサポートについては、出来ていません。信頼関係のできた支援者が養護者の相談相手になり、日々のストレスや負担感を聞きながら支援することがメインになっています。また認知症の介護者のつどいはありますが、介護全般の介護者の集いはありませんので、虐待の予防の観点からも、今いただいた意見を参考に、どういったことができるのかを考えたいと思います。

(大島委員)

警察対応の件については、警察通報が増え一緒に対応することが増えてきています。中には、支援者の受け入れは難しくても、警察官だからこそ受け入れる方もいます。上手に対応され、病院受診につなげてくださったこともあります。少しずつ警察と福祉の目線が近づいているように感じていますので、これからも連携して対応していければと思います。

民生委員さんから、虐待のグレーゾーンの判断が難しいというお話がありましたが、ケアマネジャーの立場では、虐待のグレーゾーンの幅がなお一層広く、判断が難しいと思うことが多いです。虐待の知識や正しい対応についての研修をするという解決策があがっていますが、知識や対応について伝わっていると思っていても、実は伝わっていないということも支援者間でありました。細かいニュアンスまで伝わる系統立てた研修をお願いしたいと思います。

また令和3年度の介護保険の報酬改定で、虐待対応の取り組みが追加されており、どの事業所も虐待対応に関して、委員会の設置や研修、指針の整備や、担当者の配置などを3年の経過措置のなかでしていかなければならない状況です。ケアマネジャー向け、事業所向けの研修は、小規模な事業所では実施が難しい所もあるので、監査指導課、介護保険事業係などを含め行政でリードして研修の組み立てを考えてほしいと思います。

(竹端委員長)

法令順守のためにも、参加したいという事業所が多いことが予想され、この機会をとらえ研修を実施した方が良いのではないかといいことですね。また事務局で検討してください。

(和田委員)

虐待の知識や意識の低い支援者がいるため研修が必要だということですが、その要因として、知識や意識の低い支援者が増えているのか、虐待の判断がグレーなケースが増えているのか、研修の回数や内容足りないということか、どのようなことか考えられるでしょうか。

(地域福祉課 吉川)

どの要因もあてはまると思います。その時々必要な内容を研修として実施していますが、例えば、経験年数ごとに積み上げていくような系統立った研修はできていません。虐待に限らず、ケアマネジメントの研修なども含めて組み立てていくべきだと思いますし、家族関係や生活の困りごととも多々あるなかで、新たな課題も出てまいりますので、多様な視点での研修が必

要だと感じていますが、そのすべてを網羅した研修を実施することは難しいため、関係機関と協議しながら優先順位をつけて研修を実施していきたいと考えています。

(大島委員)

再発防止について、再発のリスクのあるケースについてのフォローが課題に挙がっていますが、高齢者生活支援センターの立場では、そのようなケースをフォローし続けるのは負担が大きいです。家族関係の改善など抜本的な原因の解決ができれば完全な虐待の解消につながりますが、そうでないケースも多く、虐待対応の手を尽くして状況が収まっても家族の関係性が大きく変わらないケースを全部フォローするとなると多数のケースを長期間抱えることとなりますので、虐待の状況が収まった後は、フォローを減らしてもいいと思います。

(竹端委員長)

虐待の予防的な関わりをどこまでするべきかというご指摘だと思いますが、ご意見はどうでしょうか。

(地域福祉課 吉川)

対応の仕方はケースバイケースだと思います。何年かに1度再発するケースもあれば、1年に何度も再発するケースもあります。虐待に至るリスクはあっても十分に関われない状態にあったり、ご本人や家族のニーズを把握できなかつたり、一定期間収まっているため虐待対応を一旦終えたケースなど状況も様々です。いずれにせよ、最終時に丁寧にアセスメントし、再発防止のためにできることをケースごとに考えていきたいと思っています。再発はすべて防ぎきれない部分もありますが、減らしていくためにも、引き続き検討していきたいと思っています。

(竹端委員長)

虐待のグレーゾーンのケースや虐待が繰り返される可能性のあるケースなどへの対応は永遠の課題だと思いますが、再発防止策の検討や研修など手立てを考えていくことはとても重要だと思います。市で検討していただく部分と権利擁護支援センター運営委員会で協議していただく部分があるかと思いますが、また本委員会にもご報告いただければと思います。

(福田委員)

再発防止に関しては、防止のためのシステムを作ることが重要であると思います。一旦つながった支援を切れないようにするためには、支援者ばかりが本人へアプローチするのではなく、本人が利用しやすいツールを用いて、例えば電話や対面のハードルが高い人にはメールやSNSでSOSを出せる仕組みづくりが必要であると思います。

(竹端委員長)

本人がSOSを出しやすい、繋がりやすいシステム作りが大事だということですね。とても大事なポイントですので、また事務局でご検討ください。

イ 身寄りのない人への支援について【資料3-1】

(権利擁護支援センター 谷)

今年の新たな取組として企画しているものです。背景としては、緊急搬送された方で、身寄りのない方や身寄りがあっても関わりがない方の金銭管理や死後事務のことを病院から相談されるが増えています。なかには、支援拒否や、現状認識が難しいといった、支援が難しいケースがあります。また支援者側では、制度やサービスの仕組み上、緊急のサービス利用ができない、支払いの担保ができずサービスの確保が困難といったことがあります。令和2年度の病院から権利擁護支援センターへの相談件数は11件で、相談者は芦屋病院が8件、その他が3件となっており、対象者の内訳は高齢者が10件を占めています。相談内容は成年後見、金銭管理、死後事務が中心で、その他、遺言や引き取りなどがあります。このような現状を踏まえ、現場でどういう課題があるか把握していきたいと考えており、市内3病院の、医療ソーシャルワーカーにヒアリングやアンケートを実施することを考えています。アンケート項目は資料にあるように、件数や本人の属性、困りごと、例えば身寄りのない患者がどのようなことで困っているのか、ニーズに対して病院がどのように対応しているか、病院側にどのような課題があるのかなどを浮き彫りにできればと考えています。また、相談先や実際に活用した資源についても聞ければと思います。これまでの相談内容から想定される支援としては、成年後見制度、福祉サービス利用援助事業、法律職との契約がなされることが多い財産管理委任契約、死後事務委任契約などが考えられます。支援の受け皿としては法律職のほか、身元保証や死後事務などを行う民間企業、社会福祉協議会や権利擁護支援センターが考えられます。

(竹端委員長)

ありがとうございます。委員の皆様からご意見はありませんか。

(福島委員)

補足します。費用がある方は選択肢がありますが、費用がない方は財産管理契約などを依頼できない場合があります。そのような場合、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の利用が考えられますが、入院中だと使えないなど、制度の狭間を埋める必要があります。まずは支援ニーズを調査しようということだと思います。

(竹端委員長)

先ほど谷センター長より、芦屋市では西宮市に比べ、金銭的にゆとりのある人が多いというお話がありましたが、金銭的に困窮しているケースもあるということで良いのでしょうか。

(権利擁護支援センター 谷)

生活に困窮している人もおり、狭間の支援が必要な人もいらっしゃいます。

(大島委員)

報告にあったように、利用料が集金できず、サービスが担保できないケースがあり、ケアマネジャーはどこに相談したらよいのかと困っている現状があります。ケアマネジャーや事業所に対しても同様の調査を実施してもらいたいです。

(竹端委員長)

今回は病院に入院している方が対象ですが、入院している方以外でも金銭管理や死後事務

に課題がある人がいるため、それらの調査もして欲しいということでしょうか。

(大島委員)

そうです。入院前から制度に繋がろうとするものの、拒否が続き、そのままお亡くなりになりサービス料が徴収できず、困るケースがあります。

(竹端委員長)

今回は病院への調査ですが、今後ケアマネジャーや事業所等にも調査してほしいということですね。その他どうでしょうか。

(中野委員)

困窮に陥られた経緯は把握されていますか。

(権利擁護支援センター 谷)

障がい特性が要因となっている場合や、親族の不適切な管理等により、収入と支出のバランスが取れなくなった場合など様々なケースがあります。

(竹端委員長)

結果としてお金が無くなったけれども、そこに至るまでに様々なプロセスがあるということですね。

(斉藤委員)

亡くなった後のことが課題にあがりましたが、前回の委員会で周知しました、デジタル終活の研修を9月11日に行います。ネット銀行、ネット証券、仮想通貨、ポイント、電子マネーなどを夫がやっており、妻が知らない、またはその逆のケースもあります。このような知識がなければ、対応が難しくなりますので、重要な研修だと思います。ぜひご周知いただき、積極的に参加いただきたいと思います。また、引きこもりに関する研修を7月17日に行います。引きこもりの方は現在芦屋に450人くらいいらっしゃいます。相談センターで定期的にフォローしている方は110名くらいです。こちらもぜひご周知、ご参加ください。

(竹端委員長)

事務局を通じて情報共有していただければと思います。では最後に事務局から連絡事項をお願いします。

(地域福祉課 吉川)

次回の委員会は現在策定中の成年後見制度利用促進計画についてご意見をいただきたく、10月に実施できればと考えています。

(竹端委員長)

本日はグレーゾーンの話と、再発防止の話が課題に挙がりましたが、これはどちらも重要な課題だと思います。また資料に家族全体の支援が課題として挙げられていますが、困難事例の支援を考えるうえで、とても重要な課題であると思いますので、引き続き当委員会で検討していければと思います。それではこれで議事を終了します。

閉会